

# 狛江市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

## 1. 改正の内容

### I. 国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ

後期高齢者支援金等課税額（支援分）に係る賦課限度額を22万円（現行：20万円）に引き上げる。

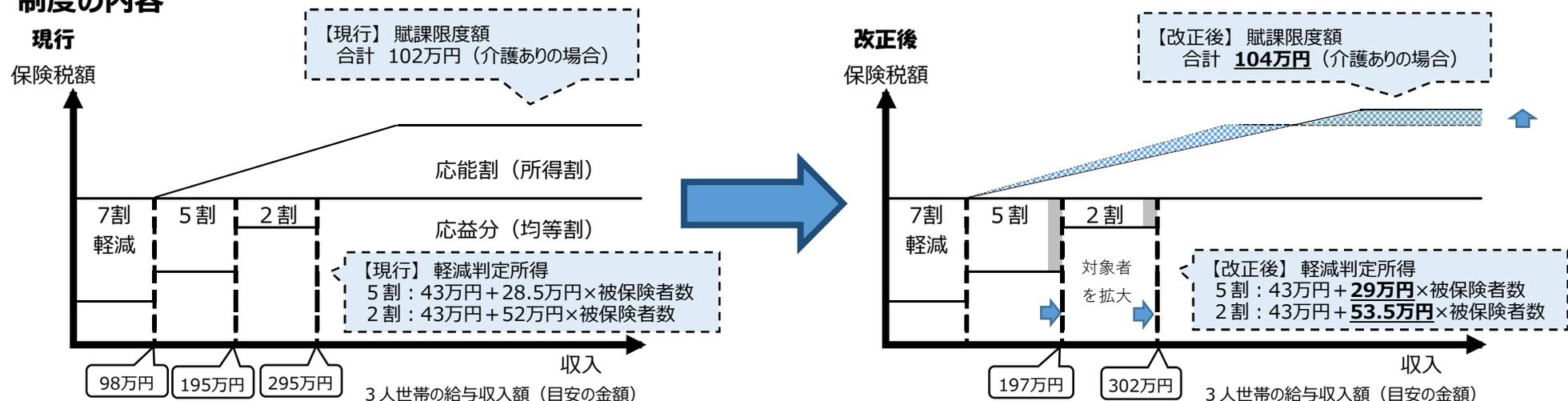
	現行	改正後	差額
基礎課税額（医療分）	65万円	65万円	-
後期高齢者支援金等課税額（支援分）	<b>20万円</b>	<b>22万円</b>	2万円
介護納付金課税額（介護分）	17万円	17万円	-
合計	102万円	104万円	2万円

### II. 国民健康保険税の軽減の拡充（所得による軽減）

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において被保険者の数に乗すべき金額を29万円（現行28.5万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において被保険者の数に乗すべき金額を53.5万円（現行52万円）に引き上げる。

	現行	改正後
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)	43万円 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)
5割軽減	43万円 + <b>28.5万円</b> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)	43万円 + <b>29万円</b> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)
2割軽減	43万円 + <b>52万円</b> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)	43万円 + <b>53.5万円</b> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)

## 2. 制度の内容



### 3. 影響額

#### I. 国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ

支援分			
限度超過額 変更前	限度超過額 変更後	影響額	影響世帯数
8,963万円	8,548万円	415万円	227世帯

☆影響世帯227世帯において、2万円の範囲で税額が上がる。(年間)

☆国民健康保険会計は、415万円の歳入増

※令和4年12月10日現在の世帯・被保険者情報に基づく推計

※限度超過額とは、限度額を超えているため保険税として支払われない金額

#### II. 国民健康保険税の軽減の拡充

		医療分			支援分			介護分			差引額 合計
		変更前	変更後	差引	変更前	変更後	差引	変更前	変更後	差引	
5割 軽減 世帯	世帯数	1,044世帯	1,069世帯	25世帯	1,044世帯	1,069世帯	25世帯	433世帯	445世帯	12世帯	-94万円
	被保険者数	1,658人	1,702人	44人	1,658人	1,702人	44人	529人	544人	15人	
	軽減金額	-2,255万円	-2,315万円	-60万円	-912万円	-936万円	-24万円	-352万円	-362万円	-10万円	
2割 軽減 世帯	世帯数	925世帯	951世帯	26世帯	925世帯	951世帯	26世帯	369世帯	378世帯	9世帯	-35万円
	被保険者数	1,525人	1,568人	43人	1,525人	1,568人	43人	445人	455人	10人	
	軽減金額	-830万円	-853万円	-23万円	-336万円	-345万円	-9万円	-118万円	-121万円	-3万円	

※令和4年12月10日現在の世帯・被保険者情報に基づく推計

※介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者が負担

※軽減金額とは、所得の区分によって軽減が適用され、保険税から引かれている金額

☆影響世帯25世帯において、2割から5割に軽減が拡大される。

☆影響世帯26世帯において、新たに2割の軽減が適用される。

☆国民健康保険会計は、129万円(94万円+35万円)の歳入減

軽減額のうち 3/4→都負担(交付金) 1/4→市負担(一般会計からの法定内繰入金で対応)

### 4. 改正の背景と今後のスケジュール

令和4年12月16日付けで令和5年度税制改正大綱が閣議決定された。

今後、国民健康保険法施行令が改正され、地方税法関係に関しても年度内に改正される方針となっている。

法令に合わせて、狛江市国民健康保険税について改正する。なお、この改正は、地方税法等の関係法令が改正された後に改正する。